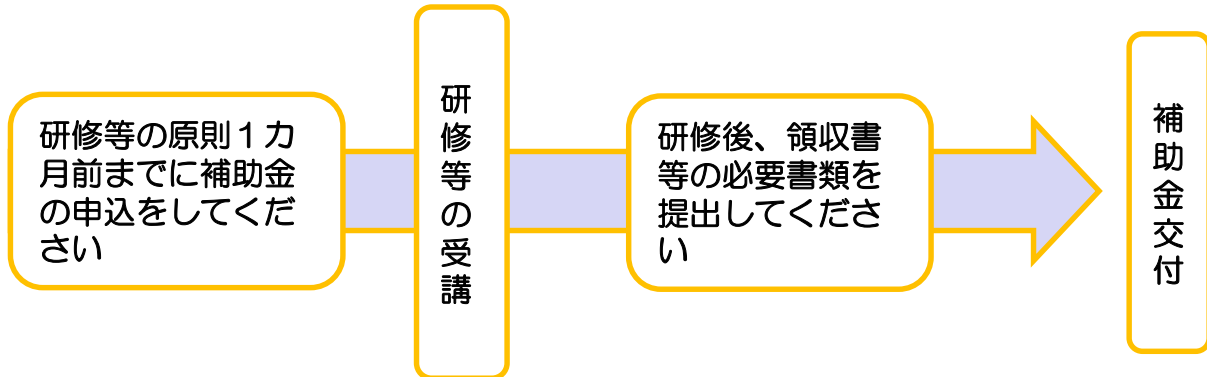


# 松山市人材育成事業補助金 のご案内

## <補助金申請の流れ>



## <松山市人材育成事業補助金の概要>

### ■対象者

松山市内に事業所がある中小企業者または中小企業団体

※中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する企業をいいます。

※中小企業団体とは事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合などの組合等をいいます。

### ■対象となる研修

従業員の業務上必要な能力の向上又は技術、知識等の習得に資する研修等のうち法人が開催するもので、研修等の開催から修了証等の発行までが2年度にわたらないもの

※不合格の場合は、補助金の交付を受けることができません。

※市内事業所に勤務する従業員が受講するものに限りません。

### ■補助金額等

補助対象経費（受講料）の2分の1以内で、1事業所につき年度内に合計 **20万円（個人事業主である中小企業等にあっては合計15万円）** までの補助金の交付を受けられます。

※1つの研修等につき交付額 **5万円** を上限とします。

## <お問い合わせ・窓口>

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2

松山市 産業経済部 地域経済課 中小企業支援担当

TEL：089-948-6783 FAX：089-934-1844

## 《必要書類》

松山市地域経済課のホームページから申請書類をダウンロードできます

松山市ホームページ→くらしの情報→産業→中小企業→松山市人材育成事業補助金制度

### 【研修前に提出していただくもの】

- 松山市人材育成事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 研修等の募集要領、パンフレット等
- 受講票または研修申込書の写し等
- 完納証明書（本館2階納税課で発行）
- 請求書（様式第37号） ※1

※1 補助金の振込先の確認のため必要となります。

### 【研修後に提出していただくもの】

- 研修等の受講料等の支払いを証明する書類の写し
- 研修等の修了を証する書類の写し ※2

※2 修了証や合格証が発行されない場合は研修レポートをご用意ください。

### 【金額や内容の変更があるときに提出していただくもの】

- 松山市人材育成事業補助金変更交付申請書（様式第3号）

### 【参加予定の研修が開催されなかった等の場合に提出していただくもの】

- 松山市人材育成事業中止申請書（様式第4号）